

令和2年度答申第46号
令和2年11月9日

諮問番号 令和2年度諮問第54号（令和2年10月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は準軍属としてA地に派遣され、現地において死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは公務に関連した傷病に起因して死亡したものと認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。

- (2) 遺族援護法2条3項は、上記(1)の「準軍属」とは、①旧国家総動員法(昭和13年法律第55号)4条に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者、②戦闘参加者、③国民義勇隊の隊員、④満州開拓青年義勇隊の隊員、⑤特別未帰還者等をいうと規定している。

上記①の被徴用者とは、旧国民徴用令(昭和14年勅令第451号)による徴用令書の交付を受けて、国が行う総動員業務に従事した者、旧軍需会社法(昭和18年法律第108号)又は旧軍需充足会社令(昭和20年勅令第36号)により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって、現職のまま徴用されたものとみなされたもの(以下「現員徴用者」という。)等である。

上記①の総動員業務の協力者とは、旧学徒勤労令(昭和19年勅令第518号)による学徒、旧女子挺身勤労令(昭和19年勅令第519号)による女子挺身隊員、旧国民勤労報国協力令(昭和16年勅令第995号)による国民勤労報国隊員等である。

上記②の戦闘参加者とは、もとの陸軍又は海軍の要請に基づき戦闘に参加した者である。

- (3) 遺族援護法36条1項によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「戦没者等の遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、明治40年a月b日に出生し、昭和21年3月8日にC集結所において死亡した。この間、父Pは、昭和16年1月13日にQ(以下「母Q」という。)と婚姻をし、同年c月d日、父Pと母Qとの間に審査請求人が出生した。

なお、母Qは、平成11年10月16日に死亡した。

(除籍謄本(戸主:P)、除籍全部事項証明書(筆頭者:R))

- (2) 審査請求人は、平成30年2月26日、D市長を経由して、処分庁に対

し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

(3) 処分庁は、平成30年12月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡したP様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

(4) 審査請求人は、平成31年3月14日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和2年10月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、S社に入社後、そのE地工場で勤務していたところ、旧国家総動員法により準軍属としてA地に派遣され、終戦後、C集結所で病死した。S社は、父Pの死を「殉死」としている。したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、父Pが被徴用者に該当するかを検討する。

父Pが旧国家総動員法に基づく旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて、工場等において国が行う総動員業務に従事したことを確認することができる資料はない。

また、父Pが勤務していたS社は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」（昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知。以下「昭和28年通知」という。）添付の南方進出企業一覧表に会社名が記載されているから、南方進出企業であったことは認められるが、「（旧）軍需会社及び（旧）軍需充足会社名簿の送付について」（昭和49年4月2日付け援護第100号厚生省援護局援護課長通知）添付の会社名簿（以下「（旧）軍需会社及び（旧）軍需充足会社名簿」

という。)には会社名が記載されていないから、旧軍需会社法又は旧軍需充足会社令により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社であったとは認められない。したがって、父Pが現員徴用者であったとは認められない。

2 次に、父Pが戦闘参加者に該当するかを検討する。

昭和28年通知によれば、戦闘参加者として公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したと認められるためには、陸軍又は海軍の現地部隊長等の要請に基づいて、その任務遂行中の敵又は敵対行為を行う者と交戦(自衛のための交戦を含む。)し、又は軍の戦闘行為を幫助し、これにより戦死し、又は戦傷死した者でなければならない。しかし、父Pの死亡届添付の死亡証書には、「昭和20年10月7日F国民衆ノ暴動G市ニ起ルヤ之等暴徒ノタメ同市刑務所ニ抑留サレ昭和20年11月6日細菌性赤痢ニ罹患同月15日同市中央病院ニ入院加療昭和21年1月25日治療退院C集結所ニ集結セルモ体力恢復セズ昭和21年2月10日右湿性胸膜炎ニ罹患加療中昭和21年3月8日心臓麻痺ヲ併発遂ニ本日午後4時50分死亡ス」と記載されているから、父Pが戦闘参加者として戦死し、又は戦傷死したと認めることはできない。

3 したがって、父Pは、被徴用者にも、戦闘参加者にも該当しないから、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものと考ええる。

4 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 平成31年3月14日

反論書の受付 : 令和元年7月9日

審査庁宛ての照会 : 令和2年7月14日

(反論書の受付から約1年)

審査庁からの回答 : 同月21日

審理員意見書の提出 : 令和2年8月12日

(反論書の受付から約1年1か月)

本件諮問 : 同年10月15日

(本件審査請求の受付から約1年7か月)

- (2) そうすると、本件では、反論書の受付から約1年1か月も経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年7か月の期間を要している。このように期間を要したのは、審理員が、反論書の受付から約1年経過した後になって、ようやく審査庁宛てに照会をしたからであるが、一件記録からは、審理員がその間に何らかの調査を行った形跡はうかがわれない。換言すれば、審理員の調査が速やかに行われていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は半年程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、父Pが準軍属に該当するかが問題となっている。
- (2) そこで、まず、父Pが被徴用者に該当するかを検討する。

ア 審査庁は、父Pが旧国家総動員法に基づく旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて、工場等において国が行う総動員業務に従事したことを確認することができる資料はないとする(上記第2の1)が、どのような調査をしたのかが明らかでないことから、この点を当審査会が審査庁に照会したところ、審査庁から次のとおり回答があった(令和2年10月29日付けの事務連絡)。

(ア) 徴用令書の交付の手續は、厚生大臣が、旧国民徴用令により総動員業務を行う工場や事業主からの要請を受けて、該当する地方長官(現在の都道府県知事)宛てに徴用命令の通達を発出し、これを受けた地方長官が徴用される者を決定して徴用令書を発令し、これを市町村長が該当者に交付するという流れであった。

(イ) そこで、処分庁に確認したところ、旧国民徴用令が旧国民勤労働員令(昭和20年勅令第94号)の施行(同年3月10日)に伴い廃止されたこともあって、処分庁においては、徴用令書に関する資料の保管部局が不明であり、念のため、関係の部局で保管している資料を確認したが、徴用令書の発令について確認することができる資料は一切なかったとのことであった。

以上によれば、審査庁においては、父Pに対する徴用令書の発令の有無について調査を尽くしたが、これを確認することができなかったものと認められる。

したがって、父Pが旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて、国が行う総動員業務に従事した者であったと認めることはできない。

イ また、父Pが現員徴用者であったかについて検討すると、父Pは、昭和8年1月1日から死亡する昭和21年3月8日までの13年2か月間、S社に在職していた（S社退職者名簿（大正7年—昭和21年））が、同社は、（旧）軍需会社及び（旧）軍需充足会社名簿に会社名が記載されていないから、軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社であったと認めることはできない。

したがって、父Pが現員徴用者であったと認めることもできない。

(3) 次に、父Pが戦闘参加者に該当するかを検討する。

戦闘参加者の要件を定めている昭和28年通知によれば、戦闘参加者とは、もとの陸軍又は海軍の部隊の長の要請又は指示を受けて、軍事行動に参加し、これにより戦死し、戦傷死し、又は戦病死した者であって、死亡の日に遡って有給軍属に採用されたもの、南方進出企業の従業員であって、もとの陸軍又は海軍により作戦任務を課され、その任務遂行中に敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死し、又は戦傷死したもの等をいうとされている。

しかし、父Pの死亡届添付の死亡証書には、G市で民衆の暴動が起こり、父Pは、暴徒のために同市の刑務所に抑留されたところ、細菌性赤痢に罹患したため、病院で入院加療して退院後、C集結所に集結させられたが、体力が回復せず、右湿性胸膜炎に罹患し、その加療中に心臓麻痺を併発して死亡したとの記載がされているから、父Pが戦闘参加者であったと認めることもできない。

(4) 処分庁及び審査庁において、父Pが、総動員業務の協力者、特に、旧国民勤労報国協力令による国民勤労報国隊員に該当するかを検討したのかが明らかでない（なお、総動員業務の協力者には、旧学徒勤労令による学徒や旧女子挺身勤労令による女子挺身隊員も含まれるが、父Pがこれらに該当しないことは明らかである。）ことから、この点を当審査会が審査庁に照会したところ、審査庁から次のとおり回答があった（令和2年10月29日付けの事務連絡）。

ア 国民勤労報国隊は、勤労報国を目的とした隊組織であり、協力を依頼する者が地方長官、厚生大臣等に申請して必要と認められれば、国民勤労報国隊の組織の編成が命じられて、活動をした。

イ 国民勤労報国隊員は、国民勤労報国隊協力書などを交付され、総動員物資の生産、修理や運輸、通信、土木建築、警備等に従事したが、父Pの死亡届添付の死亡証書の上記記載からは、父Pがこれらの業務に従事していたとは考え難い。また、審査請求人から提出された資料からも、父Pがこれらの業務に従事していたことは確認することができない。

以上によれば、審査庁においては、父Pが国民勤労報国隊員に該当するかについて調査を尽くしたが、これを確認することができなかったものと認められる。

したがって、父Pが総動員業務の協力者であったと認めることもできない。

(5) そうすると、父Pが準軍属に該当するとは認められないし、一件記録を精査しても、父Pが準軍属であったことを確認することができる資料は見当たらないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公